

## 不当労働行為事件に係る命令書の交付

### (要旨)

静岡県労働委員会(会長 安間龍彦)は、静労委令和元年(不)第2号不当労働行為事件について、令和3年3月25日、申立ての一部を認容する命令(救済命令)書を交付した。

### (概要)

#### 1 当事者

- 申立人：Xユニオン
- 被申立人：株式会社Y

#### 2 事件の概要

申立人は、被申立人が申立人の組合員に対して行った以下の1から4までの行為が労働組合法第7条第1号及び第3号に、5の行為が同法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして、一時金の追加支給や異動の撤回等を求め、救済を申し立てた事件である。

	年月日	救済申立ての対象となる行為
1	平成30年12月22日	A組合員に対し、他の従業員より低額の冬季一時金を支給した。
2	平成31年3月26日	A組合員をC市内の支店から同市内の本社へ異動させた。
3	令和元年6月30日	A及びB組合員に対し、他の従業員より低額の夏季一時金を支給した。
4	令和元年12月20日	A及びB組合員に対し、他の従業員より低額の冬季一時金を支給した。
5	令和元年12月25日	B組合員に対し、組合からの脱退を促すような発言をした。

#### 3 命令の概要

- 平成30年12月22日の一時金について、A組合員に対し、一時金を追加支給すること。
- A組合員の異動を撤回し、元の支店へ復帰させること。
- 令和元年6月30日の一時金について、A及びB組合員に対し、一時金を追加支給すること。
- 令和元年12月20日の一時金について、請求は棄却する。
- 組合員に対し、組合からの脱退を勧奨するなど支配介入行為を行わないこと。
- 上記(4)を除く各行為について、申立人に対し謝罪文を手交すること。

#### 4 経緯

令和元年11月8日	救済申立て
令和2年1月7日、同年2月18日及び同年5月31日	追加救済申立て3回
令和2年1月7日から同年9月11日	調査7回及び審問2回
令和2年10月30日	結審
令和3年2月25日	公益委員会議にて命令決定

### (参考)

申立人及び被申立人は、命令に不服がある場合、中央労働委員会へ再審査の申立て、あるいは裁判所へ命令取消の訴えの提起ができる。